



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町3-11
 (パインランド日本橋ビル5F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者 曾田 進 印刷所 (株)白 橋



平成25年10月 台風第26号による被災状況
 (東京都大島町：写真提供 東京都)

目 次

平成25年発生災害の概要……………国土交通省水管理・国土保全局防災課… 2
 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」【ガイドライン】の改定について
 (お知らせ)……………国土交通省水管理・国土保全局防災課… 8
 水防月間について……………国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室…13
 平成26年度 設計単価・歩掛りについて
 ………………国土交通省水管理・国土保全局防災課…17
 各県コーナー 「愛媛県」……………愛媛県土木部河川港湾局河川課…18
 新任査定官プロフィール……………22
 防災課だより 人事異動……………24
 協会だより……………25

平成25年発生災害の概要

国土交通省水管理・国土保全局防災課

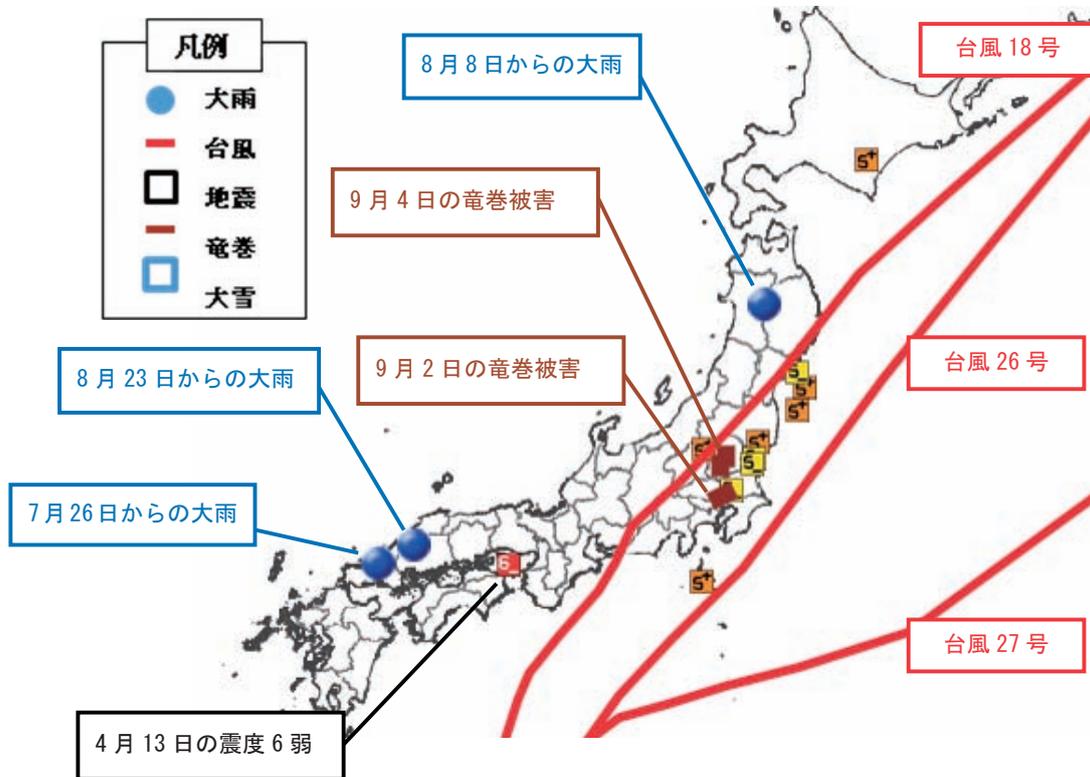
平成25年発生災害の概要

平成25年発生災害における国土交通省所管の公共土木施設（河川、道路、海岸、下水道等）の被害は、直轄で約143億円（108箇所）、補助で約2,054億円（15,089箇所）、合計で2,197億円（15,197箇所）が報告されている（平成26年3月31日現在）。この被害報告額は、過去最大であった平成23年被害報告額と比較すると、1割程度となっており、平成23年発生災害を除いた過去4カ年（H20～H24）平均被害額と比べると約1.5倍となっている。

主な災害としては、4月13日に淡路島付近を震源

とする最大震度6弱の地震、7月下旬や8月の山口県・島根県・岩手県・秋田県を中心とした大雨、9月上旬の埼玉県・千葉県・栃木県での竜巻等突風、更に、9月の台風18号、10月の台風26号・27号の影響による被害などがある。

これらの自然災害について、発災直後より災害情報連絡担当官（リエゾン）やTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等を派遣し、被災状況の調査や、被災自治体への早期復旧・復興及び二次災害防止に向けた技術的助言などを行った。



平成25年発生災害における主な災害

① 平成25年4月13日淡路島付近を震源とする地震による被害状況等について

平成25年4月13日5時33分、淡路島付近を震源とするマグニチュード(M)6.3の地震が発生し、兵庫県淡路市で震度6弱、兵庫県南あわじ市、淡路市で震度5強、大阪府岬町、兵庫県洲本市、徳島県鳴門市、香川県東かがわ市、小豆島町で震度5弱を観測した。

淡路島付近を震源とする地震により、人的被害は負傷者34名(重傷者9名、軽傷者25名)、住家被害は8,072棟(全壊6棟、半壊66棟、一部破損8,000棟)の被害をもたらした。(消防庁5月14日18時現在)

国土交通省では、5時33分に災害対策本部を設置し、7時00分に第1回災害対策本部会議、8時00分に第2回災害対策本部会議を開催し、災害対応にあたった。また、発災直後から所管施設の点検を開始し、防災ヘリコプターにより TEC-FORCE(先遣隊)が淡路島上空を調査した。さらに、発災当日に兵庫県庁、洲本市、淡路市、南あわじ市へ災害情報連絡担当官(リエゾン)を計8名、発災2日後には、洲本市道の被災調査のため、TEC-FORCE 8名を派遣した。

国土交通省所管の公共土木施設については、11箇所、約2.4億円の被害が発生した。(直轄・補助計)

○一般被害(消防庁:平成25年5月14日18時現在)

人的被害(人)			住家被害(棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
0	0	34	6	66	8,000	0	0

○公共土木施設被害(国土交通省所管 直轄・補助)

	直轄	兵庫県	合計
箇所数	0	11	11
額(億円)	0	2.4	2.4



すほまはし
洲浜橋における橋台被災状況(兵庫県)



市道平田下道線における路肩欠壊状況(兵庫県)

② 平成25年7月・8月の大雨による被害状況等について

西日本から北日本の広い範囲で局地的に激しい雨となり、特に山口県と島根県では7月28日の午前中を中心に記録的な大雨となり、河川の増水や土砂災害が発生した。また、8月上旬・下旬の大雨により北日本、近畿、中国地方において、浸水被害や土石流が発生した。これらの大雨による被害は全国で、死者12名、行方不明者2名、床上・床下浸水は約

6,100棟にのぼった。

国土交通省では、山口県、島根県、岩手県、秋田県を中心として TEC-FORCE 隊員をのべ2,885人・日を派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、孤立集落解消に向けた土砂撤去のほか早期復旧に向けた調査を実施した。

国土交通省所管の公共土木施設については、4,861箇所、約640億円の被害が発生した。(直轄・補助計)

○一般被害(消防庁：平成25年12月2日13時30分現在)

人的被害(人)			住家被害(棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
12	2	27	69	204	178	1,377	4,701

○公共土木施設被害(国土交通省所管 直轄・補助)

	直轄	島根県	山口県	岩手県	秋田県	その他	合計
箇所数	12	1,839	728	815	243	1,224	4,861
額(億円)	20	196	169	97	36	122	640



阿武川水系阿武川の JR 山口線橋梁流出状況(山口県)



秋田県せんぼくし たぎわ こ たぎわく ようぶつ仙北市田沢湖田沢供養佛における土石流被害状況(秋田県)

③ 平成25年9月2日・4日の竜巻による被害状況等について

9月2日は、東北地方から北陸地方をとおり九州北部地方にかけて前線が停滞しており、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、日中の地上気温の上昇も加わり、大気の状態が非常に不安定となっていた。さらに、活発な積乱雲の通過とともに竜巻が発生し、埼玉県、千葉県を中心に被害をもたらした。9月4日は、同様に栃木県等で竜巻が発生し被害をもたらした。これらの竜巻による被害は全

国で、死者・行方不明者はいなかったものの負傷者67名、全半壊及び一部破損の住家被害は、約1,600棟にのぼった。

国土交通省では、埼玉県、千葉県、栃木県を中心として TEC-FORCE 隊員をのべ23人・日を派遣し、防災ヘリコプターによる被災状況調査等を実施した。

国土交通省所管の公共土木施設については、5箇所、約0.8億円の被害が発生した。(直轄・補助計)

○一般被害（消防庁：平成25年10月7日13時00分現在）

人的被害（人）			住家被害（棟）				
死 者	行方不明者	負傷者	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
—	—	67	13	38	1,477	—	—

○公共土木施設被害（国土交通省所管 直轄・補助）

	直 轄	埼 玉 県	合 計
箇 所 数	0	5	5
額（億円）	0	0.8	0.8



竜巻による家屋の損壊やコンテナの散乱（埼玉県）



北陽中学校体育館における被災状況（埼玉県）

④ 平成25年9月の台風18号による被害状況等について

台風18号の接近・通過に伴い、四国から北海道の広い範囲で大雨になり、特に激しい大雨となった京都府、滋賀県、福井県では運用開始以来初となる特別警報が発令された。各地で河川の増水や土砂災害が発生し、被害は全国で死者6名、行方不明者1名、床上・床下浸水は約10,000棟にのぼった。

国土交通省では、近畿地方を中心としてTEC-FORCE 隊員をのべ1,179人・日を派遣し、排水ポンプ車による緊急排水のほか早期復旧に向けた調査を実施した。

国土交通省所管の公共土木施設については、5,438箇所、約881億円の被害が発生した。(直轄・補助計)

○一般被害(消防庁：平成25年10月7日13時現在)

人的被害(人)			住家被害(棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
6	1	143	48	208	1,394	3,011	7,078

○公共土木施設被害(国土交通省所管 直轄・補助)

	直轄	京都府	長野県	滋賀県	福井県	その他	合計
箇所数	60	1,184	441	296	254	3,203	5,438
額(億円)	61	129	80	73	65	473	881



由良川水系由良川の出水状況(京都府)



淀川水系桂川 欄干まで水に浸かる渡月橋(京都府)



福井県小浜市における土石流被害状況(福井県)

⑤ 平成25年10月の台風26号による被害状況等について

10月16日明け方に関東地方沿岸に接近した台風26号による大雨で、中国地方から北海道の広い範囲で土砂災害、浸水被害、河川の氾濫等が発生し、全国で死者40名、行方不明者3名となった。特に東京都大島町では、16日未明から1時間100mm程度の猛烈な雨が数時間降り続き、土石流及び流木による被害が発生し、死者36名、行方不明者3名にのぼるなど激甚な被害が発生した。

国土交通省では、大島町へ TEC-FORCE 隊員をのべ1,265人・日を派遣し、土砂災害危険個所の緊急点検、捜索活動への支援、自治体への技術的支援を実施した。捜索活動への支援では、自衛隊、消防庁、警視庁へ二次災害への危険性等に関する助言、照明車による夜間捜索活動支援、危険個所の監視映像を衛星通信によって東京都庁、大島町役場へ配信する等の対応にあたった。

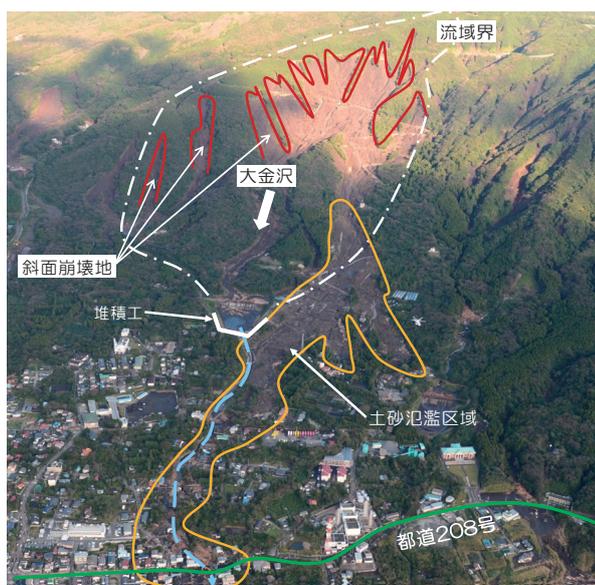
国土交通省所管の公共土木施設については、526箇所、約127億円の被害が発生した。(直轄・補助計)

○一般被害 (消防庁：平成26年1月15日10時現在)

人的被害 (人)			住家被害 (棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
40	3	130	86	61	947	1,884	4,258

○公共土木施設被害 (国土交通省所管 直轄・補助)

	直 轄	千葉県	茨城県	東京都	その他	合 計
箇所数	4	405	32	15	70	526
額 (億円)	19	59	16	11	22	127



大島町元町における土石流被害状況 (東京都大島)



流木による家屋被害 (東京都大島)

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」 【ガイドライン】の改定について（お知らせ）

国土交通省水管理・国土保全局防災課

■経 緯

- ・平成9年：「河川法」において河川環境の整備と保全を目的化
- ・平成10年：河川環境の保全に配慮した災害復旧を行うため、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」【ガイドライン】を策定
- ・平成18年：中小河川の原形復旧を対象に、本基本方針を使い易い構成に改定
- ・平成22年：中小河川を対象に、多自然川づくりの基本的な留意事項や設計方法を示した「中小河川に関する河道計画の技術基準」が改訂
- ・平成23年：同技術基準の解説書である「多自然川づくりポイントブックⅢ」を作成

■改定の背景

- ・被災を受けた自然護岸などの約7割がコンクリートブロック護岸で復旧されている一方で、必ずしも河川が本来有している環境や景観に着目した復旧となっていない。
- ・そのため、現行の基本方針改定以降にまとめられた「多自然川づくり」に関する知見を災害復旧に

も取り入れるべく、本基本方針を改定。

- ・復旧工法を選定する際の配慮事項を明確にし、設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入したことで、災害復旧事業における多自然川づくりの徹底を目指す。

■改定のポイント

- ・多自然川づくりに関する最新の知見【留意事項】を反映

【留意事項例】

- ① 水際部への配慮
- ② 重要な環境要素への配慮
- ③ 護岸における景観への配慮
- ④ 環境上重要な区間・箇所では特別に配慮

- ・設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入

→『災害復旧事業における多自然川づくりを徹底』

■今後の予定

- ・本改定内容を現場へ反映すべく、実行可能な体制を構築するため、各種会議や講習会にて周知

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」 【ガイドライン】の改定の背景

■改定の背景

被災した自然護岸（張芝、土羽、自然石など）の約 7 割がコンクリートブロックなどの人工護岸で復旧されている一方で、必ずしも河川が本来有している環境や景観に着目した復旧となっていない。



復旧工法を選定する際の
留意事項を明確にする

- 現行の基本方針以降にまとめられた「多自然川づくり」に関する最新の知見【留意事項】を反映
- 設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入
 - 計画から施工の各段階で、各種留意事項についてチェックし共有化



『災害復旧事業における多自然川づくりを徹底』

□多自然川づくりに関する最新の知見 【留意事項】を反映

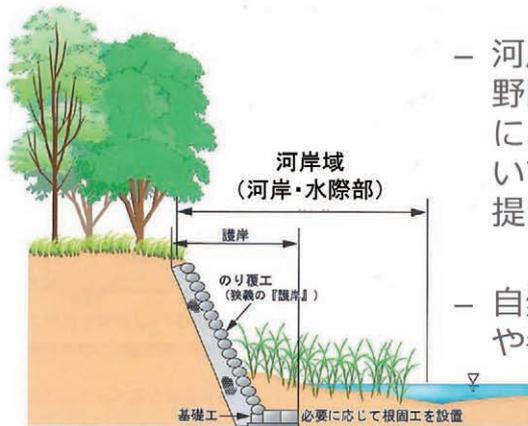
【配慮すべき留意事項例】

- ①災害復旧においても、**水際部への配慮**を徹底
- ②河畔樹木や淵等の**重要な環境要素**がある場合には、**保全を原則**
- ③**コンクリート系の護岸**を用いる際の**景観への配慮**を徹底
- ④**環境上重要な区間や箇所**については**特別の配慮**

①水際部への配慮

・ 河岸・水際部の形状などに調和した工法検討に関する留意事項の充実

- 中小河川で災害復旧の対象となることが多い護岸の復旧に焦点を当て、どのような河岸・水際部に復旧するかを念頭に置き、これを踏まえて護岸工法の選定を行うプロセスを示しました。



- 河川のセグメント（山間区間、谷底平野区間、扇状地、自然堤防帯、三角州）によって異なる河岸・水際部の特徴について解説し、護岸工法の選定もこれを前提になされるようにしました。
- 自然な水際部を形成するための留意事項や手法に関する記述を充実しました。

②重要な環境要素への配慮 (河畔樹木、湧水・伏流水、淵の保全)

・ 保全すべき環境要素に関する留意事項の充実

- 標準的な河岸・水際部の復旧方法でなく、特別な配慮を行うべき環境要素を3つ（河畔樹木、湧水・浸透水、淵）に絞り、原則保全することとしました。
- また、これらを保全するにあたっての留意事項の解説を充実しました。



河畔樹木を保全した事例



淵を保全した事例

③護岸における景観への配慮 (コンクリート系護岸)

- ・ 災害復旧工事での使用頻度が高い**コンクリート系の護岸工法**については、使用する際の留意事項を**河川景観及び自然環境**の2つに大別し、具体的な解説を充実しました。

＜河川景観に関する留意事項の具体例＞

- ・ 法面の明度・彩度を抑える



明度が高く、周辺
景観と調和して
いない例

- ・ 水際に植生の繁茂を促して
水際のラインを不明瞭にする



- ・ テクスチャーを持たせる



- ・ 忌避される景観パターンは避ける
- ・ 天端・法肩のラインを不明瞭にする
- ・ 水抜きパイプ・小口止め等が
景観を損なわないようにする 等

④環境上重要な区間・箇所では特別に配慮

・ 重点区間・重点箇所の設定

- － 景観関連法令・自然環境関連法令等の**重要地域**に含まれる河川区間を、「**重点区間**」とし、重点区間内の被災箇所の復旧においては、**復旧工法の選定や水辺の処理に特別な配慮**を求めています。
- － 法指定のない地域においても、**市街地及びその周辺、付近に学校・公園・病院等の公共施設等が存在する地域で、かつ特別な配慮が必要と判断される箇所**は、「**重点箇所**」と判定し、標準的な手法によらず検討して良いものとしています。



重点区間配慮イメージ



重点箇所配慮イメージ

平成26年度水防月間実施要綱

1. 目 的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性和水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期 間

平成26年5月1日(木)から平成26年5月31日(土)まで(北海道にあっては、平成26年6月1日(日)から平成26年6月30日(月)まで)

3. 主 催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

4. 後 援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協 賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

- 水防の重要性の普及と水防訓練の実施
※特に、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加する水防訓練の実施
- 水防体制の強化
※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保及び重要水防箇所の周知徹底

- 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等
※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、都道府県、市町村、河川管理者及びその他関係機関・団体等(以下「水防管理団体等」という。)は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を重点的に実施するよう努めるものとする。

I 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

(1) 広報活動等の推進

- 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力のもと、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の趣旨が地域住民等に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。
- 水防管理団体等は、洪水、高潮、津波等による水災に対する住民等の防災意識の向上を図るため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、水防学校等の各種行事を実施すること。
- 水防管理団体等は、水災時の浸水想定区域内の住民や地下施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等の周知徹底を図ること。
- 水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

- 水防管理団体等は、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施すること。

(2) 水防訓練等の実施

- 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防

団・消防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。

- ② 水防訓練の実施に際しては、小学校児童や中高大学生を含む多くの地域住民、企業、NPO 等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ③ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。
なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の要配慮者本人の参加を得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して危険箇所の発見に努めるなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ④ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑤ 水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

II 水防体制の強化

(1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ確かな伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関を含め、総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えて無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令に係る情報伝達訓練も実施すること。

また、市町村にあっては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等又は自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等及び避難勧告等の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施すること。

(2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ確かな水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域等など、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求め、河川管理者等においては、一層嚴重に河川等を巡視するとともに、管理する施設及び許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

- (1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認し、損傷等が認められた箇所で補強工事等を行ういとまがない箇所については、嚴重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの

開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波時や整備水準を上回る洪水、高潮時においては、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は、こうした

状況においても被害が最小限となるよう、水門等の状況や操作の考え方について、水防関係者等に十分に説明するとともに、それらの実態に即した防災訓練を実施するなど、住民への周知を図ること。

平成26年度 水防演習実施予定

地整名	演 習 名	実施日	実 施 場 所
北海道	十勝川水系利別川総合水防演習	6月14日(土)	利別川 中川郡池田町池田大橋下流右岸地先
東 北	名取川・阿武隈川下流総合水防演習	5月25日(日)	名取川、阿武隈川 宮城県名取市高館熊野堂中河原地先
関 東	第63回利根川水系連合総合水防演習	5月17日(土)	鬼怒川 栃木県宇都宮市道場宿町地先
北 陸	平成26年度 阿賀野川総合水防演習	5月25日(日)	阿賀野川 新潟県阿賀野市新保地先（安田橋運動公園）
中 部	平成26年度 木曾三川連合総合水防演習・ 広域連携防災訓練	5月18日(日)	木曾川 三重県桑名市長島町押付（長島運動公園）
近 畿	平成26年度 野洲川総合水防演習	5月11日(日)	野洲川 滋賀県野洲市市三宅地先
中 国	斐伊川総合水防演習・島根県総合防災訓練	5月24日(土)	斐伊川 島根県出雲市武志地先
四 国	平成26年度 四万十川総合水防演習	5月11日(日)	四万十川 高知県四万十市不破地先
九 州	平成26年度 筑後川・矢部川総合水防演習	5月18日(日)	筑後川、矢部川 福岡県久留米市東櫛原地先

平成26年度災害復旧事業設計単価・歩掛 について

国土交通省水管理・国土保全局防災課基準係

災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならない（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第六条第二項）。

これに基づき、今年同意された平成26年災害復旧事業設計単価・歩掛についての概要を以下に示す。

1. 平成26年同意単価

(1) 労務単価

労務単価は、農林・運輸・建設の「三者協定」（昭和45年8月）に基づき、直轄工事・都道府県工事・市町村工事等の労務賃金の実態調査により定めた「公共工事設計労務単価」を災害査定用労務単価として運用している。災害査定用労務単価は、基本的に年度途中で見直しを行っていない。

主要職種における平成26年の労務単価は表-1のとおり。

表-1 主要職種の労務単価（全国平均）

（単位：円/人）

職 種	平成25年度	平成26年度	対前年度比
普通作業員	14,600	15,600	1.07
特殊作業員	17,400	18,300	1.05
鉄筋工	17,900	19,300	1.08
運転手(特殊)	17,700	18,600	1.05
型わく工	18,200	19,600	1.08

(2) 資材単価

資材単価は、各都道府県毎に物価資材や市場調査等をもとに災害査定用資材単価を作成し、同意を得ることとしていたが、事務の効率化の観点から平成26年3月25日付けで「設計単価及び歩掛の作成について」（水管理・国土保全局長通知）を一部改正し、資材単価については「査定時の市場価格」とすることにし、単価を設定する手法を主務大臣へ協議を行い、同意を得ることとした。

【改正内容】

材料単価については、査定時の市場価格とし、設計書に計上する材料の単位あたりの価格は査定時の物価資料等を参考に、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

2. 平成26年災害査定用歩掛の主な改正点

災害査定用歩掛は、実施設計書との乖離が生じないようにとの配慮から、土木工事標準歩掛に準拠したのものとなっている。土木工事標準歩掛は、施工形態の変動への対応及び歩掛の合理化・簡素化の観点からの歩掛の改正・制定が行われている。平成26年の災害査定用歩掛の主な改正点は次のとおり。

〔主要な改正内容の概要〕

(1) 歩掛について

災害査定用設計歩掛が準拠している土木工事標準歩掛（国土交通省）において、平成26年度は維持修繕工事が新設工事に比べ手間がかかり、人件費や機材のコストも割高になりやすいこと等を考慮し、「橋梁補修用歩掛の新設」「維持修繕用歩掛の改定」「間接工事費率の見直し」を行うとともに、一時中止費用の支出実態を踏まえ、工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直しを行った。

(2) 東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

施工実態を踏まえ、土工における日当たり作業量の補正及び建設機械等損料のうち維持修理費の補正率を見直した。

(3) 施工パッケージ型積算方式

平成24年10月1日以降試行を開始し、平成25年10月1日から拡充を行い209のパッケージを導入している。既に導入している施工パッケージ単価について物価変動に伴う標準単価および機材構成比の改定を行った。

《各県コーナー》

『えひめ河川メール』について

.....愛媛県土木部河川港湾局河川課

1. はじめに

愛媛県では、近年の局地的な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）の発生や大型台風の接近が増加しているなど、水害の危険性の増加に対応するため、河川のハード対策に加え、ソフト対策として、平成25年6月1日から運用を開始した「えひめ河川（かわ）メール」についてご紹介します。

「えひめ河川（かわ）メール」は、「雨量情報・河川の水位情報・ダム放流情報」を広く、かつ、

リアルタイムに情報発信する“河川情報アラームメールサービス”のことで、あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコンにメールにより情報を配信するサービスです。

2. 「えひめ河川（かわ）メール」導入の背景（課題）と効果

本県の河川は、地形的な制約から、流路が短く急流であり、天井川が多いため、常時の水量は少

ないものの豪雨に際しては流量が激増して水害が起こりやすい状況となっています。これに加えて、近年のゲリラ豪雨の発生や大型台風の接近等による水害の増加も懸念されています。

このような水害から住民の生命・財産を守るために、河川堤防の整備など、従来のハード整備を着実に進めていくとともに、“今、起こるかも知れない水害”から住民の生命・財産を守るために、この「えひめ河川（かわ）メール」は、“かわ”の状況等を広く、かつ、リアルタイムに情報提供することにより、「迅速な水防活動の支援強化」、「住民や河川利用者の自主避難活動への支援強化」などを目指しています。

この「えひめ河川（かわ）メール」を導入した背景には、このような「迅速かつ適宜・的確な情報提供」が重要である、ということにあります。

<導入の背景と課題>

➤住民に“かわ”の状況等を広く、早く知ってもらいたい…でも、知ってもらうには、情報を探してもらわないと伝わらない。

「えひめ河川メール」
愛媛県河川情報アラームメールサービス

愛媛県では、台風や豪雨によって急激に変化する **河川の水位** や **降雨量などの情報** を県民の皆さんに **直接メールで配信** するサービスを開始します。

平成25年 **6月1日(土)** 正午スタート!!

情報発信
雨量情報
水位情報
ダム放流情報

大雨だな、雨量情報を調べてみよう。
洪水するかも、避難の準備をしよう。
えひめ河川メールがきたら、洪水しちゃうから、もう帰ろう。
みんな一緒に避難しましょう。
子供たち、遊ぶから帰ってきなさい。
河川のほん達の知らせあり!

登録してね

▶▶ 情報を自動送信します。

「えひめ河川メール」とは？
「えひめ河川メール」は、あらかじめ登録設定した地域の河川の水位や降雨量が基準値を超過した場合のほか、県が管理するダムの放流情報などを、皆さんがご使用の携帯電話やスマートフォン、パソコンにメール配信するサービスです。配信情報や配信基準の設定が可能で、10分毎に判定を行い、基準値を超過する度にメールを配信します。

登録はこちらから
▶ <http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp>

詳しくはこちら
愛媛県 河川課 検索

お問い合わせ先
愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 防災係
TEL : 089-912-2672
FAX : 089-948-1475
MAIL : kasen@pref.ehime.jp

※ご自宅でも無料でご利用いただけますが、通信に関する費用(インターネット料)はご利用される方の負担となります。

《各県コーナー》

- 水防団員等の水防従事者への情報伝達は、「河川管理者（国・県）⇒水防管理者（市町）⇒水防従事者」となる…水防従事者の迅速な水防活動を支援できないか。
- 住民は、大雨の時など不安を抱えているはず…少しでも不安を解消できないか。
- 避難指示の前に避難を考えている住民や避難準備に時間が必要な住民もいるはず…迅速な避難準備を支援できないか。
- 上流域で発生したゲリラ豪雨等に気が付かないうちに水位急上昇すると水難事故に遭遇する…危険回避を促せないか。

このような課題を少しでも解消できないか…との思いから、「えひめ河川(かわ)メール」を導入し、「かわ」の状況等を利用者に向けて配信することによって、いつでもどこでも何をしていても“かわ”の状況等がリアルタイムにメールで知らせることによって、幅広い方々が水害を回避できることを期待しています。

<導入の効果>

➤水防従事者

“かわ”の水位等の情報をいち早く知ることができると、水防活動の準備作業があらかじめできる等、円滑かつ迅速な水防活動に役立つ。

➤洪水により被災のおそれがある方

“かわ”の水位等の情報を自動配信されるメールによって知ることができると、豪雨時の不安の軽減や水害への警戒及び早期の避難準備に役立つ。

➤河川利用者

上流域での降雨の状況等を知ることができるため、早期避難が可能となり、水難事故の防止に役立つ。

なお、これらのほか、天気の子報機能としても活用することができるため、天候に左右される仕事に従事されている方など様々な場面で活用することができます。

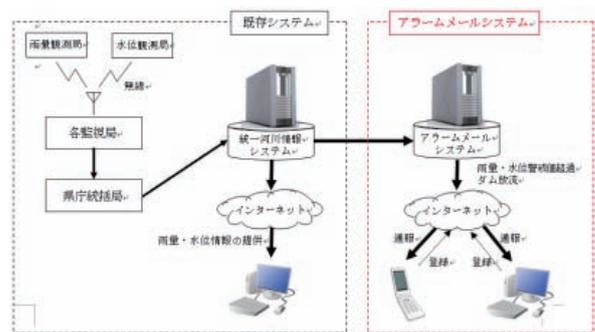
3. 「えひめ河川(かわ)メール」の概要

(1) 利用の方法

利用者は、あらかじめ「えひめ河川(かわ)メール」に、携帯電話やスマートフォン、パソコンを登録し、情報提供を受けたい「地域、配信情報の種類、配信基準」などの設定を行うことで、注意を喚起するアラームメールが届くシステムになっています。

(2) 配信情報

アラームメールで配信される情報は、「雨量」、「レーダー雨量」、「河川水位」、「ダム放流情報」となります。なお、配信情報は10分ごとに配信基準の判定を行います。



<システムのイメージ図>

<配信情報>

➤雨量

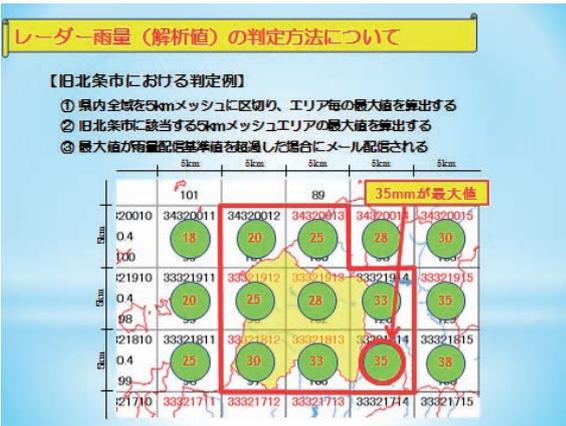
県内に設置されている138地点の雨量観測所の雨量について、利用者が設定した基準値を超過した場合にメールを配信



《各県コーナー》

➤レーダー雨量

レーダーや地上の雨量計を組み合わせ、降水量分布を解析したデータを基に、5kmメッシュエリアでの降雨量の最大値について、利用者が設定した地域（20地域）ごとに基準値を超過した場合にメールを配信



➤河川水位

県下に設置されている35地点の水位観測所の水位について、利用者が設定した4つの基準水位（水防団待機水位・はん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位）を超過した場合にメールを配信



➤ダム放流情報

県が管理する6ダムにおいて、放流が開始された場合にメールを配信

(3) システムの整備概要

- 事業費：約43百万円
- 入札の方式：公募型プロポーザル方式
- 整備期間：H24.12.26～H25.7.31 (H25.6.1運用開始)

➤仕様：最大登録者数8,000人
配信速度10分以内

「えひめ河川メール」の配信情報

情報種別	情報内容	判断基準
雨量（観測所）	愛媛県内に設置されている雨量観測所の観測値が基準値を超過した場合にメール配信する	○10分雨量(1,10,15mm) ○時間雨量(20,30,40mm) ○累加雨量(80,100,150mm)
レーダー雨量（解析値）	レーダーや地上の雨量計を組合せ、降水量分布を1km四方の細かさで解析したデータを基に、5kmメッシュエリアでの最大値が基準値を超過した場合にメール配信する	○10分雨量(1,10,15mm) ○時間雨量(20,30,40mm)
河川水位	愛媛県内に設置されている水位観測所の観測値が基準値を超過した場合にメール配信する ※基準値を下回った場合の配信設定も可能	○水防団待機水位 ○はん濫注意水位 ○避難判断水位 ○はん濫危険水位
ダム放流情報	愛媛県が管理しているダムにおいて、放流が開始される場合にメール配信する	○放流時随時

※情報配信料は無料。但し、通信に要する費用（プロバイダ費用・パケット代など）は利用者の負担。

アラームメールの配信事例

【河川水位】

- 河川水位
- 水防団待機水位超過
- 重信川(出合):2.1m
- 右手川(鳥渡):4.2m
- はん濫注意水位超過
- 該当なし
- 避難判断水位超過
- 該当なし
- はん濫危険水位超過
- 該当なし
- 水防団待機水位下回り
- 該当なし

【ダム放流情報】

- ダム情報
- 黒瀬ダム
- 西条市にある黒瀬ダムは、本日17時00分より、最大で毎秒500tの水を放流します。加茂川流域では水量が急に増えますのでご注意ください。

【雨量（観測所）】

- 日時 2013/06/01 12:00
- 雨量（観測所）
- 10分雨量超過
- 森松(松山市):10mm
- 時間雨量超過
- 森松(松山市):45mm
- 累加雨量超過
- 該当なし

【レーダー雨量（解析値）】

- 日時 2013/06/01 12:00
- 雨量(レーダー)
- 10分雨量超過
- 松山市(旧北条市):13mm
- 松山市(旧中島町):10mm
- 時間雨量超過
- 該当なし

4. 「えひめ河川（かわ）メール」の運用にあたって

(1) 利用促進活動

平成25年6月1日のサービス開始に先立ち、各方面で利用促進活動を行いました。

県広報番組「愛顔（えがお）リンリン いいえひめ!」、県広報紙「愛顔（えがお）のえひめ」をはじめ、ラジオ、CATVなど各種マスメディアを活用し、積極的に周知活動を行いました。「えひめ河川（かわ）メール」のパンフレットでは、県イメージアップキャラクターの“みきゃん”も一躍買っています。

《各県コーナー》



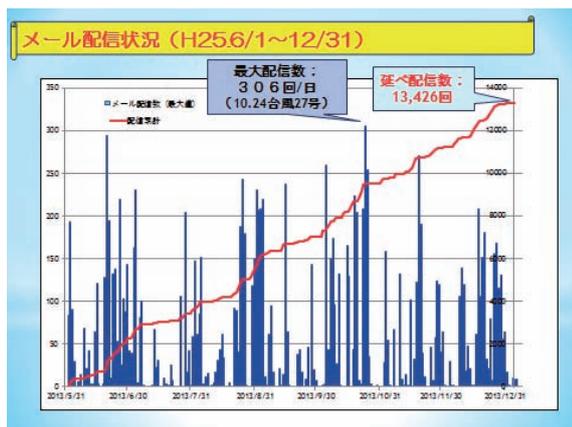
“みきゃん”プロフィール

誕生日：2011.11.11 (わんわんわんわんの日)
 性格：明るくて好奇心旺盛、楽天的でよくよしない
 チャームポイント：ハートの鼻とみかんの花のしっぽ
 しごと：愛媛県のPR

(2) 運用実績

利用者登録数については、サービスを開始した1カ月間で約800名の登録があり、半年間で約1,000名となっています。

また、メール配信状況については、運用開始後、半年間で延べ約1万3千回情報を提供しており、最大は平成25年10月24日の台風27号にともなう306回/日となっています。



5. 今後に向けて

“今、起こるかも知れない水害”から住民の生命・財産を守るために…この想いを込めて、これからも、「えひめ河川（かわ）メール」の利用者の拡大に取り組んでいきたいと考えています。

また、この「えひめ河川（かわ）メール」のより一層の利便性が向上するようシステムのフォローアップも必要と考えています。

6. おわりに

最後になりましたが、今年、3月21日から10月26日にかけて、愛媛県及び広島県の島しょ部及び臨海部において、歴史的景観や多島美を有する瀬戸内海を舞台に春から秋にかけ季節ごとに多彩なイベントを実施する「瀬戸内しまのわ2014」を開催しています。

期間中は、実行委員会が主催するメインイベントの他、地域の住民の方々が主役となる民間企画イベントなど300以上のイベントが開催される予定です。

ぜひ、「しまのわ2014」のイベントにお越しください。

<えひめ河川メール>

<http://www.pref.ehime.jp/h40600/kasenalarm/h40600.htm>

〔愛媛県 HP(ホーム) > 社会基盤 > 河川・砂防・水資源 > 河川・砂防情報システム > ~えひめ河川（かわ）メール~〔愛媛県河川情報アラームメールサービス〕〕



<「瀬戸内しまのわ2014」公式 HP>

<http://www.shimanowa2014.jp/>



新任査定官プロフィール



氏名 横林直樹
 出生地 岡山県
 家族 4人
 趣味 スポーツ

主な経歴
 昭61. 建設省採用
 平21. 中国地方整備局河川部河川計画課建設専門官
 平23. 中国地方整備局河川部河川工事課長補佐
 平24. 中国地方整備局倉吉河川国道事務所副所長
 平26. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

災害査定では「安全・安心な地域づくり」にスピード感を持って取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



氏名 石尾浩市
 出生地 富山県
 家族 3人
 趣味 海外旅行

主な経歴
 平12. 建設省採用
 平18. 近畿地方整備局六甲砂防事務所調査課長
 平20. 中部地方整備局河川部河川計画課長補佐
 平22. 新潟県土木部砂防課副参事
 平26. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

前任地では豪雨災害等もあり、迅速な災害復旧の重要性を実感しました。微力ですが、よろしくお願いいたします。



氏名 長尾俊彦
 出生地 岡山県
 家族 6人
 趣味 読書
 ウォーキング

主な経歴
 昭61. 岡山県採用
 平19. 岡山県土木部道路建設課道路計画班長
 平22. 岡山県土木部都市局都市計画課計画班長
 平25. 岡山県美作県民局建設部工務第一課長
 平26. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

被災地の早期復旧のため全力でがんばります。公平でスピーディな査定に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新任査定官プロフィール



氏 名	柳 正 市	主な経歴
出生地	新潟県	昭54. 建設省採用
家 族	3 人	平20. 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所工務課長
趣 味	ウォーキング	平22. 北陸地方整備局河川部河川工事課長補佐
		平24. 北陸地方整備局金沢河川国道事務所副所長
		平26. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

災害査定を通して、安全・安心な地域づくりに貢献できるよう頑張りたいと思います。よろしくお祈いします。



氏 名	藤 田 成 人	主な経歴
出生地	北海道	昭54. 北海道開発局採用
家 族	3 人	平21. 北海道開発局旭川開発建設部河川環境管理官
趣 味	カメラ サッカー応援 (コンサドーレ札幌)	平23. 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所 第 2 工務課長
		平25. 北海道開発局旭川開発建設部特定治水事業対策官
		平26. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

安全・安心なまちづくりの一助となるよう、スピード感を持った災害査定を行っていきますので、よろしくお祈いいたします。



氏 名	向 井 正 大	主な経歴
出生地	宮崎県	昭51. 建設省採用
家 族	6 人	平22. 千葉県野田市建設局長
趣 味	自然観察 散歩	平24. 関東地方整備局河川部河川環境課長
		平25. 水管理・国土保全局防災課課長補佐

防災課 2 年目になります。昨年度も災害が多く、災害復旧事業の円滑な執行に努めさせて頂きました。今年度は災害が少ない年であることを祈りながらも、万一のための準備を怠ることなく対応したいと思います。

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成25年4月8日

氏 名	新 所 属	備 考
大瀧 健	防災課災害第一係長<併任解除>	防災課災害第一係長（併）内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（事業推進担当）付

お知らせ

平成26年度 第1回理事会及び定時総会 日程決まる

1. 第1回理事会

- ・期 日 平成26年5月27日（火）
- ・会 場 砂防会館本館

2. 定時総会

- ・期 日 平成26年6月18日（水）
- ・会 場 東海大学校友会館（霞が関ビル35階）

※なお、詳細については、後日お知らせ致します。

協会だより

平成25年度における 「水防専門家派遣制度」の活用実績について

5月は水防月間です（北海道は6月）

従前より水災防止を図るため、治水事業と水防活動が「車の両輪」として重要な役割を担ってきました。しかし、水防活動の核となる水防団等においては、団員数の減少や社会全体と同様に進む高齢化、サラリーマン団員の増加による平日の参集人員の不足等により十分な活動ができない状況が生じるなど、地域自らが行うことを原則としてきた水防活動の基盤や環境の整備に関わる課題が指摘されており、特に水防技術に関しては、指導者の不足、実践経験の不足等により、水防知識・技能の伝承・習得が困難な状況となっています。

一方、近年の梅雨前線や台風による豪雨災害にも見られるように、これまでの記録を超える降雨量等が各地で観測されており、自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要となっています。即ち、災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」を図ることが今後の災害対策の基本的命題となっています。

これを実現するためには、地域防災力の再構築が重要であり、特に水害においては水防活動の重要性がますます高まっており、更なる水災防止力の強化を図るためには、水防活動の技術向上等を図っていくことが必要不可欠と考えられます。

このような状況を踏まえ、公益社団法人全国防災協会では、水防団等の知識・技能の向上を支援するため、水防専門家を人材登録し、水防管理団体等の要請に応じて水防訓練・講習会に派遣し、出前講座等を行う『水防専門家派遣制度』を平成19年2月に創設し、水防活動の支援をさせていただいております。

■水防専門家とは

水防団、消防団、国土交通省・都道府県のOB等を中心として、水防関係業務に携わった経験を有し、水防知識・技能の伝承・指導を行うことが可能な方です。

■水防専門家の活動内容

水防専門家は出前講座で以下の指導を行います。

- ① 水防訓練における水防工法の指導
- ② 水防に関する講習 等

■派遣費用

水防専門家派遣に要する費用（交通費、宿泊費、日当）は、原則として要請した市町村等において負担して頂きます。

■活用実績について

平成25年度の活用実績は表-2の通りでした。水防管理団体等の皆様には、是非とも本制度のご活用をご検討下さい。本制度の概要等については、(公社)全国防災協会にお問い合わせいただくか、本協会のホームページにも掲載されておりますのでご参照下さい。

<http://www.zenkokubousai.or.jp/>

■水防専門家登録者数

平成26年4月1日現在、水防専門家登録者数は129名です。

水防専門家登録者名簿については、本協会のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

表-1 これまでの水防専門家派遣実績一覧表

(平成26年3月31日現在)

年 度	派遣先機関数	派遣回数	延べ人数 (人・日)	備 考
19年度	14	14	28	中国地方整備局河川管理課 ほか
20年度	27	28	60	中国地方整備局河川管理課 ほか
21年度	27	32	65	四国地方整備局高知河川国道事務所 ほか
22年度	22	25	50	四国地方整備局徳島河川国道事務所 ほか
23年度	24	26	49	四国地方整備局香川河川国道事務所 ほか
24年度	19	19	41	鳥取県県土整備部河川課 ほか
25年度	20	23	51	青森県三八地域県民局地域整備部 ほか
計	153	167	344	

※制度の発足は19年2月

表-2 平成25年度 水防専門家派遣実績一覧表

(平成26年3月31日現在)

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派 遣 要請日	派遣者数	水防専門家名	備 考
1	青森県三八地域 県民局地域整備部	水防演習	青森県八戸市	25.4.27 ～28 25.5.11 ～12	2名	葛西喜美雄、三浦 恵一	派遣済み
2	鳥取県県土整備部 河川課	水防技術講習会	鳥取県鳥取市 (千代川 スポーツ広場)	25.5.12	4名	竺原 章之、永田 瑞穂 福田 州夫、米田 明德	派遣済み
3	新潟県妙高市	水防訓練	新潟県妙高市	25.5.12	2名	植木 英仁、水澤 清春	派遣済み
4	北海道開発局 網走開発建設部	水防技術講習会	北海道網走郡美幌町 (美幌町 美幌航空公園)	25.5.16 及び 6.21 ～22	1名	葛西 正喜	派遣済み
5	滋賀県土木交通部 流域政策局	水防研修会	滋賀県守山市	25.5.21	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
6	鳥根県出雲 県土整備事務所	水防演習	鳥根県出雲市	25.5.21	1名	江角 俊明	派遣済み
7	中国地方整備局 出雲河川事務所	水防演習	鳥根県出雲市 (斐伊川右岸高水敷)	25.5.25	6名	江角 俊明、大輝 勝 西村 明、土江 秀治 松崎 恭久、金山 義延	派遣済み
8	滋賀県土木交通部 流域政策局	水防訓練	滋賀県湖南市 (野洲川親水公園)	25.5.26	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備考
9	東北地方整備局 河川部	東北水防技術競技大会	福島県福島市 (阿武隈川支川 荒川河川敷)	25. 5 .26	3 名	井上 博泰、浦部 康悦 菅原 信雄	派遣済み
10	(財)秋田県消防協会 湯沢市雄勝郡支部	水防訓練	秋田県湯沢市 (皆瀬川左岸河川敷)	25. 5 .26	1 名	高橋 富男	派遣済み
11	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 (手取川・梯川・石川 海岸水防連絡会)	水防工法技術研究会	石川県能美郡川北町 (取手川右岸)	25. 5 .28	4 名	本田 武、井上 明 中田 進、野沢 寛	派遣済み
12	兵庫県県土整備部 河川整備課	水防技術講習会	兵庫県三木市 (県立広域 防災センター)	25. 5 .29	2 名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
13	埼玉県加須市・羽生市 水防事務組合	水防訓練	埼玉県羽生市 (上新郷河川 防災ステーション)	25. 6 . 1	1 名	茂木 弘	派遣済み
14	青森県下北地域 県民局地域整備部	水防演習	青森県むつ市	25. 6 . 1 ～ 2	2 名	葛西喜美雄、三浦 恵一	派遣済み
15	秋田県秋田市	水防訓練	秋田県秋田市 (雄物川右岸河川敷)	25. 6 . 2	2 名	浦部 康悦、黒沢 宇一	派遣済み
16	埼玉県大里郡 利根川水害予防組合	水防研修会	埼玉県深谷市	25. 6 .22	1 名	茂木 弘	派遣済み
17	岩手県 県北広域振興局	水防訓練	岩手県久慈市 (平沢空中消火基地)	25. 7 .28	1 名	井上 博泰	派遣済み
18	鳥根県邑智郡邑南町	水防訓練	鳥根県邑智郡邑南町	25. 7 .28	1 名	江角 俊明	派遣済み
19	埼玉県行田市	水防演習	埼玉県行田市	25. 8 . 3	1 名	茂木 弘	派遣済み
20	北海道開発局 札幌開発建設部	水防技術講習会	北海道富良野市 (空知川右岸地先)	25. 8 . 4	1 名	葛西 正喜	派遣済み
21	北海道開発局 留萌開発建設部	水防技術講習会	北海道天塩郡幌延町	25. 9 .25	1 名	出蔵 諭	派遣済み

派遣回数：23回

派遣機関：20機関

延べ派遣者日数：51名

協会だより

平成26年度 災害復旧実務講習会開催要領

1. 開催日 平成26年5月14日(水)～15日(木)
2. 会場 砂防会館別館1階
(シェーンバッハ・サポー)
東京都千代田区平河町2-7-4
TEL: 03 (3261) 8386
3. 講義内容 別紙日程表(案)のとおり
4. 受講者数 500名程度(定員に達し次第締め切らせて頂きます。)
5. 申込締切 平成26年5月1日(木)(現在、定員に余裕がありますので、お早目に申し込み下さい。)
6. 受講費 ①1人 12,000円
及 び (受講費 3,000円、テキスト代
振込方法 9,000円)
②「受講票」送付の際に【請求書】
を同封致します。
注) 当日、会場での現金お支払は
受付致しません。何卒ご了承
下さい。

みずほ銀行 新橋支店
普通預金 口座番号: 1412439
口座名: 公益社団法人 全国防災協会

7. 申込方法 別添申込用紙に必要事項を記入の上、当協会あて郵送、FAX又はメール等でお申し込み下さい。
なお、各都道府県の部署毎や市町村単独でのお申し込みも可能です。
また、申込書等については、当協会ホームページでもご紹介しております。
当協会ホームページ:
<http://www.zenkokubousai.or.jp>
8. 申込先 公益社団法人 全国防災協会
〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町3-11
パインランド日本橋ビル5F

TEL: 03-6661-9730

FAX: 03-6661-9733

Eメール:

zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp

9. 受講票等 お申込があり次第、「受講票」をお取りまとめのご担当者様に一括送付致しますので、参加される方にお渡し下さい。

ご希望があれば、箇所別に送付します。

当日は「受講票」を忘れずに持参し、会場受付に提示して下さい。

10. CPD認定 本講習会は建設コンサルタンツ協会のCPDプログラムとして認定されております。

11. その他 ① お申し込み頂いた受講者と、当日受講者が変更となっても差し支えありません。
- ② 講師の都合で日程等の一部変更もあり得ますので、ご了承下さい。
- ③ 会費入金後のキャンセルによる返金はいたしません。



平成26年度 災害復旧実務講習会日程 (案)

於：東京都千代田区 砂防会館 (シェーンバッハ・サボー)

月 日	時 間	講 義 題 名	講 師 名
(第1日目) 5月14日(水)	12:00~13:00	受 付	
	13:00	開 講	(公社)全国防災協会 事務長 水 落 雅 彦
	13:00~13:05	主催者挨拶	(公社)全国防災協会 副会長 加 藤 昭
	13:05~13:20	来賓挨拶	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課長 塚 原 浩 一
	13:20~14:20	最近の自然災害と防災・減災の取り組みについて	国土交通省 水管理・国土保全局 首都直下地震対策官 宮 武 晃 司
	14:20~15:20	美しい山河を守る災害復旧基本方針の改定について	独立行政法人 土木研究所 自然共生研究センター センター長 萱 場 祐 一
	15:20~15:30	休 憩	
	15:30~17:00	災害事務の流れについて	国土交通省 水管理・国土保全局 専門調査官 阿 部 洋 一
(第2日目) 5月15日(木)	9:30~10:00	受 付	
	10:00~12:00	① 災害復旧事業の進め方 ② 災害復旧事業の技術上の実務について ③ 改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について	国土交通省 水管理・国土保全局 災害査定官 向 井 正 大 基準係長 細 川 晋 改良計画係長 福 田 達 樹
	12:00~13:00	昼 食・休 憩	
	13:00~14:00	災害採択の基本原則について	国土交通省 水管理・国土保全局 総括災害査定官 畠 山 愼 一
	14:00~14:45	平成25年発生 災害復旧事業の紹介 二級河川田万川水系 田万川災害復旧助成事業について	山口県 土木建築部 河川課 主 任 福 本 隆 幸
	14:45~15:00	休 憩	
	15:00~16:30	① 災害査定の留意点について ② 平成25年発生災害採択事例について	国土交通省 水管理・国土保全局 災害査定官 上 原 重 賢
		閉 講	

(注) 講義内容及び講師については、5月現在の(案)であり、変更される場合もあり得ますので、念のため申し添えます。

平成26年 発生主要異常気象別被害報告

平成26年 4月15日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道							1	85,000									1	85,000
青森																		
岩手			1	15,000	1	110,000											2	125,000
宮城																		
秋田																		
山形																		
福島			(1)	(8,000)													(1)	(8,000)
茨城	<6>	<150,000>	9	628,000													9	628,000
栃木	6	150,000	2	32,000													<6>	<150,000>
群馬																	8	182,000
埼玉県																	6	18,830
千葉県																	(2)	(1,628,626)
東京都			7	53,000													3	1,643,626
神奈川県																	3	1,643,626
新潟																	(1)	(70,000)
富山			2	55,000													1	70,000
石川			1	90,000													2	70,000
福井					1	30,000											1	30,000
山梨																	2	60,000
長野			3	41,700													3	41,700
岐阜			10	91,400													10	91,400
静岡県			1	15,000													1	15,000
愛知県																		
三重																		
滋賀																		
京都					1	65,000											1	65,000
大阪																		
兵庫県																		
奈良																		
和歌山			3	100,000													3	100,000
鳥取																		
島根	1	155,000			1	45,000											2	200,000
岡山					1	92,705											1	92,705
広島									1	28,000							1	28,000
山口																		
徳島																		
香川																		
愛媛									1	10,000							1	10,000
高知			2	104,000													2	104,000
福岡																		
佐賀																		
長崎																		
熊本																		
大分																		
宮崎																		
鹿児島																		
沖縄																		
札幌																		
仙台																		
さいたま																		
千葉																		
横浜																		
川崎																		
横浜																		
相模原																		
新潟			2	13,000													2	13,000
静岡			1	50,000													1	50,000
岡																		
松																		
名古屋																		
京都																		
大阪																		
大塚																		
神戸																		
岡山																		
広島																		
北九州																		
福岡																		
熊本																		
補助計	<6>	<150,000>	(1)	(8,000)													<6>	<150,000>
直轄計	7	305,000	44	1,288,100	5	342,705	6	418,000	2	38,000					(3)	(1,698,626)	(4)	(1,706,626)
合計	7	305,000	44	1,288,100	5	342,705	6	418,000	2	38,000					12	1,792,456	76	4,184,261

※上段 () 内書きは、下水道・公園分、< >内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。